

## 令和3年度第3回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和4年2月10日（木）

午後1時30分～

場 所 碧南市役所 6階 第2委員会室

1 会長あいさつ

2 会議録署名者の指名

3 議題

(1) 碧南市国民健康保険条例及び碧南市国民健康保険規則の一部改正について（資料1）

(2) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（資料2、3）

(3) 令和4年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）について（資料4）

(4) 令和4年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について（資料5）

## 碧南市国民健康保険条例及び碧南市国民健康保険規則の一部改正について

【令和3年12月定例会上程議案】

## 1 改正の理由

産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より16,000円から12,000円に引き下げられることに伴い、他の医療保険制度との均衡を図り、出産育児一時金の支給総額を42万円に維持するため、条例及び規則の一部を改正する。

## 2 改正の概要

## (1) 碧南市国民健康保険条例の改正について

出産育児一時金の額の改正（第8条関係）

出産育児一時金の額を404,000円から408,000円に改める。

## (2) 碧南市国民健康保険規則の一部改正について

出産育児一時金に加算する額の改正（第6条関係）

出産育児一時金に加算する額を16,000円から12,000円に改める。

## 3 施行年月日等

## (1) 施行年月日

令和4年1月1日

## (2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 4 条例及び規則の改正における影響

出産育児一時金の支給総額を維持するため、影響なし。

## 5 出産育児一時金の内訳

	改正後	現行	令和2年度実績
出産育児一時金	408,000円	404,000円	52件
産科医療補償制度の掛金（加算）	12,000円	16,000円	48件
出産育児一時金の支給総額	420,000円	420,000円	

## 碧南市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

【令和4年3月定例会上程予定議案】

## 1 改正の理由

次に掲げる理由により、条例の一部を改正する。

- (1) 国民健康保険税（以下「保険税」という。）の税率及び税額（以下「税率等」という。）を段階的に改め、碧南市国民健康保険事業の健全な財政運営を行うため。
- (2) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が令和3年9月10日に公布され、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正が令和4年4月1日から施行されるため。

## 2 改正の概要

- (1) 保険税の税率等の改正（第4条、第6条～第8条、第10条～第12条、第14条及び第15条関係）

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額算定税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり引き上げる。

区 分		改正後	現行	比較
基礎課税額	所得割額算定税率	100分の5.7	100分の5.6	100分の0.1
	被保険者均等割額	24,600円	24,400円	200円
	世帯別平等割額	17,600円	17,500円	100円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額算定税率	100分の1.9	100分の1.8	100分の0.1
	被保険者均等割額	9,500円	9,300円	200円
	世帯別平等割額	6,600円	6,500円	100円
介護納付金 課税額	所得割額算定税率	100分の1.5	100分の1.2	100分の0.3
	被保険者均等割額	9,300円	8,400円	900円
	世帯別平等割額	4,800円	4,300円	500円

- (2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額規定の追加（第29条関係）

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。）に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は当該年度分の被保険者均等割額（被保険者均等割額の減額適用を受ける低所得減額世帯にあつては、当該世帯に係る減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額とする。

<減額後の被保険者均等割額>

区 分	未就学児被保険者均等割額	低所得軽減世帯の未就学児被保険者均等割額		
		7割軽減	5割軽減	2割軽減
基礎課税額	12,300円	3,690円	6,150円	9,840円
後期高齢者支援金等課税額	4,750円	1,425円	2,375円	3,800円

(3) 字句の整理（第4条～第6条、第8条、第29条の2及び附則関係）

条例中の字句を適切な表現に改める。

3 施行年月日等

(1) 施行期日

ア 保険税の税率等の改正及び保険税の減額の改正

令和4年4月1日

イ 字句の整理

公布の日

(2) 経過措置

保険税の税率等の改正及び保険税の減額の改正に係る改正後の碧南市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険税について適用し、令和3年度分までの保険税については、なお従前の例による。

4 条例改正による影響額

(1) 保険税の税率等改正

43,677千円の歳入増（令和3年度当初課税比較）

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額減額

5,643千円の歳入減（令和3年9月1日現在の未就学児331人で積算）。ただし、減額分に対し、国2分の1、県・市各4分の1の公費負担がある。

## 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【令和4年6月定例会予定議案】

## 1 改正の理由

地方税法施行令が改正される予定であることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるため、条例の一部を改正する。

## 2 改正の概要

課税限度額の改正（第3条及び第29条関係）

区分	改正後	現行	引上げ額
基礎課税額	65万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	19万円	1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合計	102万円	99万円	3万円

## 3 施行年月日等

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

## 4 議会への報告

地方税法改正後の議会に上程予定

**令和4年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）**

<b>【歳入】</b>		A	B	A-B	A/B	説	明
科	目	本年度予算 千円	前年度予算 千円	比 較 千円	伸 び 率 %		千円
国民健康保険税	一般分	1,392,447	1,344,103	48,344	3.6	医療分（現年課税分）	914,397
						後期分（現年課税分）	318,120
						介護分（現年課税分）	110,111
						医療分（滞納繰越分）	34,554
						後期分（滞納繰越分）	11,608
						介護分（滞納繰越分）	3,657
	退職分	19	26	△7	△26.9	医療分（現年課税分）	1
						後期分（現年課税分）	1
						介護分（現年課税分）	1
						医療分（滞納繰越分）	10
						後期分（滞納繰越分）	3
						介護分（滞納繰越分）	3
	小 計	1,392,466	1,344,129	48,337	3.6		
国庫支出金	国庫補助金	0	1	△1	△100.0		
	小 計	0	1	△1	△100.0		
県支出金	保険給付費等 交付金	4,662,553	4,363,153	299,400	6.9	普通交付金	4,567,509
						特別交付金	95,044
	小 計	4,662,553	4,363,153	299,400	6.9		
	財産収入	1	1,041	△1,040	△99.9	国民健康保険事業基金利子	
繰入金	一般会計繰入金	617,877	408,603	209,274	51.2		
	保険基盤安定 繰入金	256,270	244,370	11,900	4.9		
	未就学児均等割 保険料繰入金	5,926	0	5,926	皆増	【新設】	
	国民健康保険 事業基金繰入金	432	260,000	△259,568	△99.8		
	小 計	880,505	912,973	△32,468	△3.6		
	繰越金	20,000	20,000	0	0.0	前年度繰越金	
諸収入	加算金等	6,002	10,002	△4,000	△40.0	延滞金	6,000
						過料	1
						加算金	1
	市預金利子	4	9	△5	△55.6		
雑収入	雑入	3,038	3,038	0	0.0	第三者納付金	2,000
						返納金	1,000
						雑入	38
	小 計	9,044	13,049	△4,005	△30.7		
	歳入合計	6,964,569	6,654,346	310,223	4.7		

## 【歳出】

科 目		A	B	A-B	A/B	説 明
		千円	千円	千円	%	
総務費	一般管理費	98,159	97,809	350	0.4	人件費（正規職員10名）、 その他一般事務管理費
	連合会負担金	594	605	△11	△1.8	
	賦課徴収費	5,278	5,266	12	0.2	
	運営協議会費	319	319	0	0.0	国保運営協議会委員 15名
	小 計	104,350	103,999	351	0.3	
保険給付費	一般療養給付費	3,939,393	3,720,642	218,751	5.9	1人当たり277,422円×14,200人
	退職療養給付費	50	50	0	0.0	過年度分
	一般療養費	43,107	44,733	△1,626	△3.6	1人当たり3,035.7円×14,200人
	退職療養費	10	10	0	0.0	過年度分
	審査等手数料	14,232	14,232	0	0.0	
	一般高額療養費	573,165	522,102	51,063	9.8	1人当たり40,363.7円×14,200人
	退職高額療養費	200	300	△100	△33.3	過年度分
	一般高額介護合算	300	300	0	0.0	
	退職高額介護合算	1	1	0	0.0	
	一般移送費	50	50	0	0.0	
	退職移送費	1	1	0	0.0	
	出産育児一時金	29,417	33,617	△4,200	△12.5	420,000円×70件
	葬祭費	5,000	5,000	0	0.0	50,000円×100件
	傷病手当金	500	0	500	皆増	
小 計	4,605,426	4,341,038	264,388	6.1		
国保事業費納付金	医療給付費分	1,459,387	1,424,141	35,246	2.5	一般 1,459,380 退職 7
	後期高齢者 支援金等分	478,620	475,103	3,517	0.7	一般 478,620 退職 0
	介護納付金分	220,448	199,724	20,724	10.4	
	小 計	2,158,455	2,098,968	59,487	2.8	
保健事業費	特定健康診査等 事業費	49,606	62,200	△12,594	△20.2	
	保健事業費	18,730	19,099	△369	△1.9	
	小 計	68,336	81,299	△12,963	△15.9	
基金積立金	1	1,041	△1,040	△99.9		
公債費	1	1	0	0.0		
保険税還付金	8,000	8,000	0	0.0		
予備費	20,000	20,000	0	0.0		
歳出合計	6,964,569	6,654,346	310,223	4.7		

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について

## 1 国民健康保険事業費納付金（本算定）について（愛知県へ納付する金額）

区 分		納付金額	1人当たり納付金額
4年度	本算定	2,024,473,816円 (前年度比 △13,860,396円)	157,021円 (前年度比 +10,872円)
	仮算定	2,089,052,885円	162,030円
3年度	本算定	2,038,334,212円	146,149円

※納付金額は退職分を含まない。

## 2 市町村標準保険料率について（碧南市）

区 分		標準保険料率（本算定）		税率等
		4年度 (前年度比)	3年度	4年度（現行）
医療分	所得割（%）	6.43 (+0.17)	6.26	5.70 ( 5.60)
	均等割（円）	27,503 (+1,881)	25,622	24,600 (24,400)
	平等割（円）	18,089 (+262)	17,827	17,600 (17,500)
後期分	所得割（%）	2.43 (-0.09)	2.52	1.90 ( 1.80)
	均等割（円）	10,098 (+33)	10,065	9,500 ( 9,300)
	平等割（円）	6,641 (-362)	7,003	6,600 ( 6,500)
介護分	所得割（%）	2.55 (+0.04)	2.51	1.50 ( 1.20)
	均等割（円）	13,101 (+428)	12,673	9,300 ( 8,400)
	平等割（円）	6,538 (+63)	6,475	4,800 ( 4,300)

※市町村標準保険料率は、毎年見直しが行われる。